

平成24年2月6日

今冬期の大雪にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生 に対する緊急採用・応急採用の募集について

このたびの大雪により被害に遭われた世帯の学生について、日本学生支援機構奨学金の緊急採用及び応急採用の申込みを下記のとおり受け付けします。希望する学生は学生課窓口で申請書類を受け取り、手続きを行ってください。

記

1. 災害救助法の適用地域

【新潟県】 上越市、妙高市、長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市

【青森県】 むつ市、横浜町

【長野県】 小谷村、信濃町、栄村、飯山市、野沢温泉村

2. 適用地域の準用

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等に災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で、同等の災害に遭った者についても申込資格を認めます。

3. 貸与始期

(1) 緊急採用（第一種奨学金）

①上記の【新潟県】の適用地域の場合：平成24年1月以降で希望する月。

②上記の【青森県】【長野県】の適用地域の場合：

平成24年2月以降で希望する月。

(2) 応急採用（第二種奨学金）：平成23年4月以降で希望する月。

4. 貸与終期

(1) 緊急採用：平成24年3月まで。ただし、希望により延長可。

(2) 応急採用：修業年限の終了月まで。